

平成24年 壱岐市議会定例会 12月会議会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成24年12月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部 を変更する規約について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例 の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務 等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変 更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第 7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第96号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第98号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計 補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第99号	平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算 (第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第100号	平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳 情	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	報告第17号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報 告について	市民部長 説明 質疑なし、報告済み
日程第16	発議第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意 見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第17	発議第7号	地球温暖化対策を推進するための森林整備 等に係る財源の確保を求める意見書の提出 について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第18	発議第8号	原発事故災害時の避難予測資料等に対する 住民説明会の開催を求める意見書の提出に ついて	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

日程第19	発議第9号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第20	発議第10号	議会検討特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第21	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	牧永 護君
19番	中田 恭一君	20番	市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君

総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第6号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに、白川市長より追加議案を1件受理し、お手元に配付をいたしております。また、12月7日以降、要望書を1件受理し、お手元に配付をいたしております。

日程第1．議案第88号～日程第14．陳情第4号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、日程第14、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情まで14件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則103条の規定により報告します。

議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、原案可決。

議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会意見といたしまして、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

る条例の一部改正については、消防団員の減少、高齢化が考えられる中で、消防団の統合や本部体制のあり方を考慮した機構改革が必要である。

また、本部副団長は団長の補佐と本部の指揮を兼ねており、報酬の増額については適正であるとする。しかし、地区での現場の指揮をとる代表副団長の責務も重大であり、本部副団長との報酬の差額については早急に見直すべきである。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 次に、もう一件、委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則138条の規定により報告いたします。

陳情第4号、平成24年12月11日、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、採択すべきもの、委員会の意見、なし、意見書の提出をいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、審査の結果、原案可決。

議案第93号平成24年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第96号平成24年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第99号平成24年度吉岐市病院事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

委員会意見として、市民病院においては、今まで減価償却費の積み立て分が累積赤字欠損金と

して処理されてきましたが、本年度と来年度は一般会計予算からの繰り出しがやむを得ない状況になってきております。今後、累積赤字も増え、経営が危惧されるところであり、経営状況等を逐次委員会へ報告することを執行部に求めたいと思います。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

議案第94号平成24年度苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第95号平成24年度苓岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第98号平成24年度苓岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第100号平成24年度苓岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。深見義輝予算特別委員長。

〔予算特別委員長（深見 義輝君） 登壇〕

予算特別委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第92号、件名、平成24年度苓岐市一般会計補正予算（第7号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（深見 義輝君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第95号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第96号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第97号平成24年度壱岐市三島航路事業

特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第98号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第99号平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15・報告第17号

議長（市山 繁君） 次に、日程第15、報告第17号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本案につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第17号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。平成24年12月14日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町の個人でございます。損害賠償額、4万5,086円。損害賠償の理由、平成24年11月6日午後3時30分ごろ、壱岐市郷ノ浦町東触560番地の敷地において、市職員が運転する公用車を後進した際、付近に駐車されておりました損害賠償の相手方である個人所有の車両に接触し、損傷させたためでございます。

なお、損害賠償額であります相手車両の修理代額の4万5,086円、及び公用車修理代4万4,100円につきましては、全国自治協会から自動車損害共済金として12月14日に、それ

ぞれ入金されております。

今後、こうした事故が起こらないよう、安全運転の徹底について指導を行ってまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、報告第17号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第17号に対する質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第16．発議第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第16、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

提出議員（8番 今西 菊乃君） 発議第6号、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員今西菊乃、賛成者、壱岐市議会議員呼子好、榊原伸。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっている。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定された。義務教育費国庫負担制度は、国として「最低保障」するものであり、全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務である。

今日、教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題である。

しかし、平成18年（2006年）度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担は2分の1から3分の1に下げられた。平成24年度予算の地方交付税は

約17.5兆円、前年度比0.5%増になっている。現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されているが、補助金の一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えないのが現状である。全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するために、国においては義務教育費国庫負担率を2分の1に還元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第6号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第17・発議第7号

議長（市山 繁君） 次に、日程第17、発議第7号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。15番、久間進議員。

〔提出議員（久間 進君） 登壇〕

提出議員（15番 久間 進君） 発議第7号、吉岐市議会議長市山繁様。提出者、吉岐市議会議員久間進、賛成者、吉岐市議会議員小金丸益明、同じく中田恭一。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）、森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は地球温暖化対策の一つであるCO₂排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることのできない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、2013年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。

1つ、地球温暖化対策は着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。

2つ、上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など、木材の利用によるCO₂排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県吉岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（久間 進君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案について、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第7号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第18・発議第8号

議長（市山 繁君） 次に、日程第18、発議第8号原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。18番、牧永護議員。

〔提出議員（牧永 護君） 登壇〕

提出議員（18番 牧永 護君） 発議第8号、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員牧永護、賛成者、壱岐市議会議員今西菊乃、同じく久間進。

原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書（案）、東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年9カ月が経過したが、引き続き放射性物質の放出や汚染処理のおくれなど、いまだなお深刻な事態から脱するに至っていない。放射能による広範囲にわたる土壤汚染の実態や、牛肉を初め、米や野菜などの食物の放射能汚染など、国民の不安は解消されていない状況が続いている。

そのような中、10月31日、原子力規制委員会は、原発事故発生時の避難区域となる「原子力災害対策重点区域」の目安として、原発から半径30キロ圏内と拡大指針を決定した。

ところが、同規制委員会が発表した玄海及び川内原子力発電所周辺の「放射性物質拡散予測図」には相次いで誤りが発覚し、九州電力（株）の資料作成時の勘違いや入力ミスによるシミュ

レーションの修正を行った。原発から、わずか半径30キロ圏内に位置することや、中国大陸からの黄砂汚染物質の到達、夏季には強い南風が続くことなどを考慮しても、素人ながら到底信頼のおける予測とはならず、その不信感によって周辺住民の不安は増大し、信憑性の薄いものと言わざるを得ない。

よって、「原子力災害対策重点区域指定」と「玄海原発周辺の放射性物質拡散予測図」について、原子力規制委員会及び九州電力（株）による住民説明会の開催を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（牧永 護君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第8号原発事故災害時の避難予測資料等に対する住民説明会の開催を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第19．発議第9号

議長（市山 繁君） 次に、日程第19、発議第9号壱岐市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第9号、提出者、鵜瀬和博、賛成者、苓崎市議会議員 小金丸益明、田原輝男。

苓崎市議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由として、地方自治法の一部改正及び議決事件の計画の名称変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

苓崎市議会基本条例の一部を改正する条例、苓崎市議会基本条例の一部を次のように改正をします。

第4条第1項の次にただし書きを加える。「ただし、地方自治法第102条の2第3項の場合は、この限りでない。」第5条第5項中「地方自治法」を「法」に改める。

第12条第3号を次のように改める。「(3) 公営住宅等長寿命化計画」

附則として、この条例は公布の日から施行します。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第9号苓崎市議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第20．発議第10号

議長（市山 繁君） 次に、日程第20、発議第10号議会検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第10号、提出者、吉岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、吉岐市議会議員小金丸益明、同じく田原輝男。

議会検討特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

議会検討特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、議会検討特別委員会を設置するものとする。

名称、議会検討特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、吉岐市議会委員会に関する調査。委員の定数、7名。委員の氏名、呼子好、市山和幸、田原輝男、鵜瀬和博、久間進、大久保洪昭、中田恭一。期限として、閉会中も継続して調査終了までということです。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2号の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第10号議会検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会検討特別委員会の正副委員長を決定する必要があるため、委員会条例第

10条第1項の規定により、直ちに議会検討特別委員会を招集します。委員会においては、委員長および副委員長の互選をし、議長まで報告を願います。

ここでしばらく休憩します。そのまま休憩します。

午前10時45分休憩

.....
午前10時46分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会検討特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告をいたします。委員長に19番、中田恭一議員、副委員長に13番、鶴瀬和博議員に決定いたしました。

・ ・
日程第21．委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、吉野市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

1 2月5日から本日まで17日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして貴重な御審議を賜り、さまざまな御意見、御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、市民病院の長崎県病院企業団加入の件につきましては、行政報告、一般質問への答弁において、その進捗状況等を議員各位、そして市民の皆様へ御説明をさせていただきました。これまでも申し上げてまいりましたが、県病院企業団加入に当たっての課題につきましては、県病院企業団の助言を受けながら、着実に解決に向け前進しているところであります。今後も、示された課題を一日も早く整理、解決し、企業団加入を必ず実現してまいる覚悟でありますので、議員各位、市民皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、今年は多くの出来事がございました。私的には、4月に市民皆様の御支援いただきまして、2期目の市政を担当させていただくこととなりました。8月には心臓外科手術をして、大変御心配をおかけいたしました。この1年間、議員皆様、市民皆様には、公私にわたる御理解、御協力賜りましたことに、心から厚く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今年も残すところ、あとわずかとなりました。これから年末年始にかけまして大変な御多忙な時期でございますけれども、市民皆様並びに議員各位におかれましては健康に十分留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本年1月から基本条例が施行され、定例会も年1回とする通年議会となりました。また、議会報告会も各町ごとに開催いたしまして、市民多くの御出席を得ることができました。

本年も残りわずかとなり、これから寒さも厳しくなっております。皆さんには、くれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますように心から祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成24年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成24年壱岐市議会定例

会を閉会いたします。大変お疲れさんでございました。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 大久保洪昭

署名議員 瀬戸口和幸

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員